

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課）

項 目 名	非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長		
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 6 の 3）		
要 望 の 内 容	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税（地球温暖化対策のための税率の特例による課税部分を含む。）を、石油精製業者に還付する本制度の適用期限を延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲7,000 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

ガソリン等の石油製品は、我が国の経済活動や社会生活に不可欠な重要物資であり、平時・危機時を問わず、安定的かつ低廉な価格で供給される状況を維持していくことが必要。

さらに、2050年カーボンニュートラルに向けて、石油精製業は水素や燃料アンモニアなどカーボンニュートラル燃料の供給者としての役割が期待されている。安定的な石油製品の供給とカーボンニュートラルに向けた投資を両立させるため、国内の石油精製業者の健全な経営基盤を確保しつつ、脱炭素技術への投資を促していくことが重要である。

本税制措置により、石油製品の安定供給を確保するための経営基盤の強化、カーボンニュートラルに向けた脱炭素技術投資など、海外競合企業との激しい競争をしている国内精製業者について、これら海外の同業者との競争環境のイコールフットィングを図るとともに、石油製品の安定供給とカーボンニュートラルに向けた投資を促していく。

(2) 施策の必要性

石油製品は、国内需要が減少傾向にあるものの、依然として国内の一次エネルギーの約4割を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料や化学製品などの原料に用いられる、我が国の経済活動や社会生活に不可欠な重要物資であり、平時・危機時を問わず、安定的かつ低廉な価格で供給される状況を維持していく必要がある。ウクライナ危機に伴う世界的な石油供給不足のおそれから、IEA加盟国が協調し、備蓄石油の放出を行うなど、引き続き経済活動における石油製品は重要な位置を占めている。

さらに、2050年カーボンニュートラルに向けて、石油精製業は水素や燃料アンモニアなどカーボンニュートラル燃料の供給者としての役割が期待されており、安定的な石油製品の供給とカーボンニュートラルに向けた投資を両立させる必要がある。2050年に向けた移行期間において、石油製品の安定供給とカーボンニュートラルに向けた投資を両立していくためには、供給を担う国内の石油精製業者が健全な経営基盤を確保しつつ、脱炭素技術への投資を促す環境を整備することが重要である。

しかし、現在の石油石炭税は、石油製品の原料となる原油に対して、その原油を保税地域から引き取る段階で課税されているため、その課税対象には、精製プロセスで不可避免的に発生する、商品としての価値を有さず、販売できないガス（課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス）も含まれている。

一方、大半の諸外国においては、消費者に販売される石油製品が課税の対象となっていることから、我が国のように原油等の精製段階で発生する非製品ガスに対して課税負担は生じていない。

こうした課税制度の違いにより、我が国の石油精製業者が海外競合企業との競争環境において不利な状況を解消し、イコールフットィングを図る観点から、原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置を引き続き維持していくことが必要である。

本税制措置により、石油製品の安定供給を確保するための経営基盤の強化、カーボンニュートラルに向けた脱炭素技術の投資に関し、海外の同業者との競争条件のイコールフットィングを図るとともに、石油製品の安定供給とカーボンニュートラルに向けた投資を促していく。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保</p> <p>エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）（妙）</p> <p>5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 （1）現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け</p> <p>③化石エネルギー （b）石油 引き続き一次エネルギーの約4割を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料用途や化学製品など素材用途を持つエネルギー源である。電源としての利用は減少傾向にあるが、代替する電源が出てこない中では、非常時に活用される電源としての役割を担うことが見込まれる。エネルギー密度が高く、最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備されており、可搬性、貯蔵の容易性や災害直後から被災地への燃料供給に対応できるという機動性に利点があるため、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる。調達に係る地政学的リスクは大きい。平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献するエネルギーとして、引き続き、国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源である。</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>国内における低廉かつ安定的な石油供給を確保しつつ、カーボンニュートラルに向けた投資を促すため、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、石油精製業者の経営基盤強化や脱炭素技術開発等の取組を促し、安定的な石油供給と脱炭素に向けた取組を両立する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。また、本制度を呼び水とし、我が国石油精製業者による、石油精製業者の経営基盤強化や脱炭素技術開発等の取組を促し、安定的な石油供給と脱炭素に向けた取組を両立する。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p> <p>本税制措置により、非製品ガスに係る課税環境の国際的なイコールフットィングが確保されている。 我が国石油精製業者は、本税制措置が創設されて以降9年間で、これまでに総額約2,800億円の競争力強化や石油供給インフラ強靱化に係る投資を実施・計画しており、国内の石油供給基盤の維持・強化に向け着実に取り組んでいる。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>令和5年度 適用件数：9社、適用数量：328万kl（計画）、適用額：92億円 令和6年度 適用件数：8社、適用数量：323万kl（計画）、適用額：90億円 令和7年度 適用件数：8社、適用数量：317万kl（計画）、適用額89億円</p>	

	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することができる。さらに、石油精製業者の経営基盤強化や脱炭素技術開発等の投資促進効果が見込まれるため、本税制措置は政策目標の達成手段として有効である。</p>
相 当 性	<p>当該要望項目 以外の税制上の措置</p>	
	<p>予算上の措置等の 要求内容及び金額</p>	
	<p>上記の予算上の措置等 と要望項目との関係</p>	
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>カーボンニュートラルに向けた移行期間においても、石油製品の安定供給の重要性は変わらない。脱炭素に向けた投資との両立には安定した経営基盤の強化が不可欠であるが、企業の経営に対して補助金等の予算を措置することは困難であり、本税制措置により措置するべきである。</p> <p>また、本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングが図られるものであり、また、非製品ガスに係る石油石炭税課税分の還付措置であることから必要最低限の措置となっている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(適用事業者数)</p> <p>平成26年度 8社 平成27年度 10社 平成28年度 10社 平成29年度 9社 平成30年度 9社 令和元年度 9社 令和2年度 9社 令和3年度 9社 令和4年度 9社</p> <p>(還付額)</p> <p>平成26年度 28億円 平成27年度 88億円 平成28年度 99億円 平成29年度 93億円 平成30年度 95億円 令和元年度 118億円 令和2年度 75億円 令和3年度 78億円 令和4年度 93億円</p> <p>(還付額)</p> <p>= (非製品ガスの数量 (kl)) × (石油石炭税単価)</p> <p>平成26年度 : 28億円 ≒ 112万kl × 2,540円/kl 平成27年度 : 88億円 ≒ 346万kl × 2,540円/kl</p>

		<p>平成 28 年度 : 99 億円 ≒ 354 万 kl × 2,800 円/kl 平成 29 年度 : 93 億円 ≒ 334 万 kl × 2,800 円/kl 平成 30 年度 : 95 億円 ≒ 341 万 kl × 2,800 円/kl 令和元年度 : 118 億円 ≒ 423 万 kl × 2,800 円/kl 令和 2 年度 : 75 億円 ≒ 268 万 kl × 2,800 円/kl 令和 3 年度 : 78 億円 ≒ 279 万 kl × 2,800 円/kl 令和 4 年度 : 93 億円 ≒ 332 万 kl × 2,800 円/kl</p> <p>※各社からの情報を基に経済産業省において集計。 ※令和 4 年度は見込みの値。 ※なお、本税制措置は、石油製品の精製過程において発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置であり、我が国にある石油精製業者が利用するものと見込まれており、本措置の適用数あるいは適用範囲は想定のものである。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	<p>国内における低廉かつ安定的な石油供給を確保するため、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、石油精製業者の国際競争力強化やより強靱な石油サプライチェーンの構築に向けた取組を促し、石油の供給基盤を強固なものとする。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングが確保されている。</p> <p>また、本税制措置による還付金が呼び水となり実現した前向きな投資への投資金額は以下のとおりとなっており、国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化に係る投資が促されている。</p> <p>平成 26 年度 208 億円 (実績) 平成 27 年度 315 億円 (実績) 平成 28 年度 520 億円 (実績) 平成 29 年度 290 億円 (実績) 平成 30 年度 591 億円 (実績) 令和元年度 381 億円 (実績) 令和 2 年度 222 億円 (実績) 令和 3 年度 152 億円 (実績見込み) 令和 4 年度 124 億円 (計画)</p>
	これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度 創設 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで) 平成 29 年度 3 年間延長 (平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで) 令和元年度 3 年間延長 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)</p>